市第 102 号議案

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条 例の一部改正

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例(番号)

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条 例の一部を改正する条例

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31年8月横浜市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(教育長である委員を除く。)」を削り、同条 第24号中「(教育長である教育委員会の委員を除く。)」を削る。

別表中「月額 15,000」を「日額 15,000」に、「月額 14,000」を「日額 14,000」に改め、「教育委員会の委員長である委員、」を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 この条例による改正後の横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じた報酬について適用し、同日前に支給事由の生じた報酬については、なお従前の例による。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い関係 規定の整備を図るとともに、土地区画整理審議会の会長である委員 等の報酬の額を改定するため、横浜市非常勤特別職職員の報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参考

横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(職員の範囲)

- 第2条 この条例の定めるところにより報酬及び費用弁償の支給を 受ける特別職職員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 教育委員会の委員 (教育長である委員を除く。) (第2号から第23号まで省略)
 - (24) 前各号以外の非常勤の職員 (教育長である教育委員会の委員を除く。)

別 表

職	名	報酬の額
	(省 略)	
土地区画整理審議会		
会長である委員		日額15,000月額15,000
委 員		同 14,000
土地区画整理法の規	定に基づく評価員	日額 14,000 月額 14,000
	(省 略)	

教育委員会の委員長である委員、 である委員、代表監査委員及び人事委員会の委員長である委員に対しては、規則の定めるところにより加給することができる。